

平成 30 年度第 3 回岐阜県食品安全対策協議会 議事要旨

- 1 日時：平成 31 年 2 月 20 日（水）14：00～16：00
- 2 場所：全建総連岐阜建設労働組合県本部 5 階 大会議室
- 3 出席者

区 分	団 体 名	役 職 等	氏 名
学識経験者	岐阜大学応用生物科学部	准教授	梶川 千賀子
	岐阜県議会	厚生環境委員長	加藤 大博
消費者	全岐阜県生活協同組合連合会	会員	上林 美也子
	岐阜県食生活改善推進員協議会	副会長	澤田 綾子
	岐阜県生活学校連絡協議会	書記	田中 露美
	消費者代表（公募）	-	高木 まどか
	消費者代表（公募）	-	水谷 洋子
	消費者代表（公募）	-	高山 信秋
生産者	岐阜県肉用牛協会	副会長	野々村 浩志
	（公社）岐阜県食品衛生協会	理事	池田 喜八郎
流通業者	（公財）岐阜県学校給食会	理事長	青木 廣志
	（株）大光	購買本部・購買第一グループ長	徳井 正樹
	（株）バローホールディングス	品質管理室長	国富 直人

4 議題

岐阜県食品安全行動基本計画（第 4 期）（案）について
 食品の安全に関するリスクコミュニケーション事業について

5 議事要旨

(平岡食品安全対策係長 (生活衛生課))

ただいまから、平成 30 年度第 3 回食品安全対策協議会を開催いたします。なお、本日の発言内容につきましては、議事録として記録し、公開させていただきます。後日事務局よりご確認をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

はじめに、岐阜県健康福祉部次長の西より、ご挨拶申し上げます。

(西健康福祉部次長)

平素は、岐阜県の食品安全行政の推進にあたり、格別のご理解とご協力をいただき、また、本日はお忙しいところをお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

さて、県内農場で発生しました豚コレラが、中々終息を見せないというところで、今手元に次長挨拶案というものがあるのですが、そこには 1 月 29 日で 7 例目と書いてあったのですが、修正で、昨日から 8 例目、農場の数で言うと 10 か所という形になっております。現在、県の職員が出向いて殺処分と防疫措置にあたっているところで、今回も自衛隊の応援を頼んでやっている状況になります。また、愛知県でも、2 月 6 日から発生が確認され、他府県にも影響が及んでおり、更なる広がりが懸念されるところです。豚コレラそのものは人にはうつらないということで、マスコミでもその話は必ず末尾につけて報道しているとは思いますが、とはいえ、元々は食用として育てられていたものだけに、そういった関係での影響も懸念されるところでございます。

一方、通例ではありますが、現在、ノロウイルスの流行時期となっております。昨年 11 月 1 日にノロウイルス食中毒注意報を発令し、注意を呼び掛けているところです。幸い今シーズンでは県内の飲食店でノロウイルスによる食中毒事件は発生しておりませんが、食中毒の発生を防ぐためには、飲食店等への指導はもちろんのこと、消費者等への知識の普及も重要であり、出前講座等の機会を通じ、情報提供を行っているところでございます。

さて、本日は、これまで当協議会でご意見をいただきました第 4 期岐阜県食品安全行動基本計画について、意見交換会やパブリックコメントを行いましたので、その結果を経て見直しを行った最終案を皆様方にご覧いただきます。

また、平成 30 年度に実施したリスクコミュニケーション事業についても、合わせて情報提供させていただく予定でございます。

委員の皆様から、忌憚のないご意見をいただければ幸いです。

それでは皆様、本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

(平岡食品安全対策係長 (生活衛生課))

それでは、資料の確認をさせていただきます。本日の資料は、次第、名簿、配席図、資料が1～5となっております。不足はございませんでしょうか。

では、さっそくですが議題に入りたいと思います。以後の進行につきましては、梶川会長にお願いいたします。

(梶川会長)

それでは、議題に入りたいと思います。

本日の議題は「岐阜県食品安全行動基本計画 (第4期) (案) について」「食品の安全に関するリスクコミュニケーション事業について」の2点となっております。

これらのことについて、事務局から報告をいただいたうえで、皆様のご意見を伺いたいと思います。

では、まず事務局から、「岐阜県食品安全行動基本計画 (第4期) (案)」について説明願います。

(佐橋食品安全推進室長 (生活衛生課))

それでは事務局より、本日議題となっております岐阜県食品安全行動基本計画 (第4期) (案) につきまして、ご説明させていただきます。

岐阜県食品安全行動基本計画ですが、今年度中に第4期計画を策定することとしており、10月に開催した前回の当協議会において計画案をお示しし、委員の皆様からご意見をいただいたところでございます。

また、10月から11月にかけて県内5箇所において県民の方との意見交換会を実施しました。

この協議会や意見交換会において皆様から頂いた意見を踏まえ、庁内での調整を行い、前回協議会でお示ししたのから一部修正した計画案についてパブリックコメントを実施し、県民の皆様からの意見募集を行いました。

お手元の資料3をご覧ください。

こちらは今回実施したパブリックコメントの概要と、その結果をまとめたものです。計画および計画概要版について、平成30年12月10日から平成31年1月10日まで意見募集を行いました。パブリックコメントの実施について、報道発表、県ホームページへの掲載、関係機関への文書通知等により県民へ周知を行いました。県ホームページ、県内の関係機関において見直し案の閲覧を行い、その結果21件のご意見、ご質問を承りました。

資料 2 をご覧ください。

こちらには、パブリックコメントの結果を踏まえた、第 4 期計画の最終案をお示ししております。変更した部分については、アンダーラインを付させていただきました。資料 3 を中心に、資料 2 も併せてご覧いただきながら、前回協議会以降の計画の変更点についてご説明いたします。

まず、資料 3 1 ページをご覧ください。

表の一番左の列の番号、便宜上ご意見番号と呼ばせて頂きます。このご意見番号 1 から 3 まだが、施策の方向 1-2 (1) HACCP の導入支援に関するものでございます。資料 2 では 12 ページになります。そちらも併せてご覧ください。

1 つ目でございますが、「岐阜県では、平成 27 年に「HACCP 導入施設認定制度」を実施されています。改正法では、通称「HACCP の考え方を取り入れた衛生管理」という簡易な自主衛生であっても HACCP の制度では導入したと認められる方向で検討されていますが、岐阜県の認定制度を拡大し、この衛生管理を含める認定制度を創設していただきたいのですが、いかがでしょうか？」というご意見をいただきました。

対応案でございますが、「全ての事業者が HACCP に沿った衛生管理を行うこととなったため、今後の制度のあり方について、検討してまいります」とさせていただきます。

次に資料 2 13 ページの指標についてですが、第 2 回の協議会において国富委員からいただいた、「H29 実績に比べ指標の数値が減っている。重点施策としてやる以上は、指標に対してプラスに働く何かを設ける、若しくは新たに指標を追加することを検討してほしい」というご意見をふまえ、指標の項目「食品衛生責任者講習会の実施回数」を「HACCP に関する研修会の参加人数」に変更しております。

指標に関しては、資料 3 1 ページ ご意見番号 2 において、「HACCP の猶予期間が 2021 年度までとなったため、2021 年度の目標値までは設定できるのでは。また、今後 HACCP に関する指標を設定する場合は、「対象施設に対し年 1 回」のような書き方がよいのでは。対象業種が非常に多いので、指導の対象は年毎に設定してはどうか。」というご意見と、ご意見番号 3 の「2021 年までに具体的な計画の策定案が出るということで、2021 年度以降の研修会の参加人数が定められていないと思われませんが、そのことの説明がないので単に指標が定められていないと受け止められます」というご意見をいただきました。

対応案でございますが、「2021 年度までの目標を設定し、指標が定められてい

ない理由について資料2 13ページの指標の下に記載させていただきました。

また、HACCPの制度化に関しては、具体的な政省令が示されていない段階であるため、現段階においては支援に重点をおいて取り組んでいくこととしております。HACCP制度化の施行後は監視指導についても検討してまいります。」と、させていただきます。

13ページ中段には、県HACCPの認定制度のマークを載せさせていただきました。前回協議会において「ロゴマークを積極的に用いてPRをしてほしい」とのご意見も頂いておりますが、こちらのロゴマークも有効に用いて、制度の周知を図ってまいりたいと考えております。

ここで指標の記載方法について説明させていただきます。資料2の10ページをご覧ください。この中段にある指標の下に、実績についての注釈を入れております。実績欄の数値でございますが、2017（平成29）年度の実績値となっております。また、累計項目としている指標につきましては、第3期計画期間中の平均値とさせていただきます。以降、指標の実績については同様の取り扱いとさせていただきます。

次に、資料3 1ページのご意見番号4 施策の方向1-3(1)食中毒対策です。資料2では17ページになります。

ここでは、「「ぎふジビエ衛生ガイドラインに沿った解体処理施設数」の指標について、2022年度と2023年度の指標が定められていないのはなぜですか。」というご質問をいただきました。

「この指標については、平成33年度（2021年度）を目標年度とした「鳥獣害対策・ジビエ長期戦略」にて定めた目標数値を流用していることから、目標年度を超える2022年度及び2023年度の指標はありません。以降の目標については、次回見直し時に併せて検討いたします」とさせていただきます。

前回の協議会においても委員の皆様よりご質問をいただき、回答を送付させていただきましたが、その他の項目についても、現時点で目標を定めることが困難であることから、設定を途中年度までとさせていただきます。これらの指標については、指標の下にその理由を記載させていただくとともに、第4期計画の見直し時に検討してまいりたいと考えております。

続いて、資料2 19ページをご覧ください。施策の方向1-3(2)「アレルギー対策」です。意見交換会でいただいた「「アレルギー物質」は「アレルギー」に統一した方がよい」とのご意見を踏まえ、「アレルギー物質」を「アレルギー」

に置き換えております。それに伴って、施策名が「アレルギー物質対策」から「アレルゲン対策」に変更となっております。近年の言葉の使い方に合わせた形とさせていただきます。

次に、資料3 1ページのご意見番号5 施策の方向1-3(3)「放射性物質対策」です。資料2は22ページです。「放射性物質対策」について、県内で生産される農畜産物は、約7年間もの長期間にわたって、国の定めた基準値を超えたものはないとされていますが、この先、第4期の5年間、と畜場でと畜された県内産肉用牛の全頭検査を見直すことは検討されていませんか？」というご意見をいただきました。

対応案として、「今回の計画においては全頭検査を行うこととしておりますが、検査を要望している県内生産流通団体と随時、意見交換を行っており、全頭検査の方向性については今後も引き続き検討してまいります」とさせていただきます。

次に、資料3 1ページのご意見番号6 から2ページのご意見番号8 までが、施策の方向1-3(8)「畜水産物対策」に関するご意見です。資料2では35ページになります。

まず、ご意見番号6 ですが、「豚コレラの発生に関連して、家畜伝染病予防法、飼養衛生管理基準について記載が必要ではないか」というご意見をいただきました。

対応案として、「家畜伝染病予防法では、家畜の伝染性疾病の発生を予防するため、家畜の所有者がその飼養に係る衛生管理に関し最低限守るべき基準（飼養衛生管理基準）を定め、その遵守を義務づけているもので、本基準を遵守することにより結果的には安全な畜産物の生産につながりますので、この旨を記載しました。なお、豚コレラは、豚、いのししの病気であり、人に感染することはありません。食品安全委員会の見解によれば、仮に豚コレラにかかった豚やいのししの肉等を食べても人体に影響はないとされており、食品の安全を脅かすものではありません」とさせていただきます。

次に、資料3 2ページのご意見番号7 でございます。「P35では「と畜場において特定部位の除去を行い…」、P36では「と畜場における特定危険部位の除去を徹底し…」となっている。と畜場で除去するのは特定部位なのでP36は特定部位にしたほうがよい。P37 特定部位の用語解説に脊柱が含まれているが、脊柱は特定部位ではない。」というご意見をいただきました。

これについては、ご意見のとおり修正を行っており、資料2の36ページ下段

の部分、38 ページの用語解説の部分を変更させていただきました。

資料 3 2 ページのご意見番号 8 でございます。資料 2 では 37 ページになります。「畜水産物対策について、「養殖衛生管理体制の整備」のなかに、巡回指導をするとあります。岐阜県では、鮎の養殖で大きな事件が発生した経験がありますので、水産研究所などの巡回指導数における具体的な目標値を掲げていただきたいです」というご意見をいただきました。

対応案といたしまして、養殖経営体には、食用魚を生産する経営体と錦鯉などの非食用魚を生産する経営体があるため、従来は全経営体に対する指導割合を目標としておりましたが、ご指摘いただいたとおり、具体的ではないため、食用の水産動物を生産する養殖業者に対する巡回指導の件数を目標値として設定することとし、新たな指標として、食用水産動物を生産する養殖業者への立入・巡回指導の実施（全事業所に対し年 1 回）を設けました。

次に、資料 3 1 ページのご意見番号 5 施策の方向 1-3-9「健康食品対策」です。資料 2 では 39 ページになります。「第 3 期計画には「健康食品に関する講習会（消費者対象）の実施回数」の指標がありましたが、今回の計画にはありません。主な事業には表記がありますので、指標を定めるべきではないでしょうか。」というご意見をいただきました。

対応案といたしまして、「健康食品に関する消費者対象の講習会は、これまで県が主体的に行ってまいりましたが、第 4 期計画からは、出前講座「食の安全、知っ得講座」の講座テーマの一つとして取り組むこととしております。出前講座は県民からの開催の要望に応じて実施するものであるため、指標の設定は行っておりませんが、より多くの方に受講いただけるよう、広く周知してまいります」とさせていただきます。

続きまして、資料 3 2 ページのご意見番号 10、11 施策の方向 1-3-11「輸入食品対策」に関するご意見でございます。

まず、ご意見番号 10 でございます。資料 2 46 ページになります。「P45 目指す方向では「残留農薬検査、食品添加物検査、残留抗生物質検査を行い…」となっているが、主な事業及び指標では残留動物用医薬品となっている」というご指摘をいただきました。

これについては、抗生物質以外の動物用医薬品についての検査も実施していることから、表記を「残留動物用医薬品」に統一しております。

また、資料 3 2 ページのご意見番号 11 でございます。「輸入食品対策について、「出前講座等において知識の普及」とありますが、情報提供ならよくわかり

ますが、具体的に、「知識」とはどんなものを考えていますか？」というご意見をいただきました。

対応案といたしまして、「提供した情報を理解して役立てていただけることが知識となると考えております。一方的な情報提供に終わらないよう努めてまいります。」とさせていただきます。

資料3 2 ページのご意見番号 12、13 は、施策の方向 1-3-12 「食品廃棄物対策」に関するご意見です。

ご意見番号 12 についてですが、資料 2 では 48 ページになります。ここでは、「第 3 期まで主な事業にありました「弁当屋等の監視指導」がなくなっています。第 3 期計画では年間 1000 施設の点検を目標としていました。このことは、もう弁当屋等の監視指導の必要性はないということでしょうか」というご意見をいただきました。

対応案といたしまして、指標としては設定しておりませんが、第 4 期計画においても継続して監視指導を実施しているため、計画にも、48 ページに主な事業として挙げている「食品衛生監視指導計画に基づく食品関連施設の監視指導」の一つとして追記させていただきました。

資料3 2 ページのご意見番号 13 では、「第 4 期の計画より「ぎふ食べきり運動の普及啓発」が盛り込まれました。このこと自体は大変意義のある事だと受け止めます。ただし、「現状と課題」では「家庭ごみの約 4 割を占める食べ残し…」という記述があるのですが、具体的な指標としては「ぎふ食べきり運動協力店登録店舗数」があるのみです。この件については、ぜひ生協等の消費者団体とコラボを行い、家庭における食品廃棄物の削減に向けた取り組みを県とともに具体的に進めたいかがでしょうか。また、食品事業者にとっては、労務面やコスト面で負荷が高まることが想定されます。事業者に協力を求めることと合わせ、事業者の積極的な取り組みに光を当て、県民に見えやすい形で情報を発信することで、先進的な事業者の経営を側面から支援する取り組みを県行政には期待したいと思えます。この点についての考え方や対策はあるでしょうか」というご意見をいただきました。

対応案といたしまして、「ぎふ食べきり運動協力店の登録対象は、飲食店、宿泊施設及び企業としておりますが、普及啓発にあたっては、すでに各種団体とも情報交換しながら取り組みを行っており、引き続き連携を図りながら取り組みを進めてまいります。また、先進的な取り組みを行っている事業者につきましては、他の協力店にも参考にしてもらえよう、各種の広報を通じ紹介してまいります」とさせていただきます。

計画では、49 ページの「コラボレーション」に、各団体との連携について追記しております。

資料 3 3 ページのご意見番号 14 施策の方向 1-4(1)「危機管理体制の推進」です。資料 2 では 52 ページになります。

「危機管理体制の推進について、「食品安全連絡会議」は、年 2 回の開催が目標となっており、それにより非常事態の体制を固めるとあります。会議は、設置から相当年数が経過しており、役目を果たしたと考えられますが、その点はいかががご考えですか？」というご意見をいただきました。

対応案といたしまして、「食品安全連絡会議の設置により、非常事態の体制が構築されましたが、非常時の連携のためには、平常時から継続した取り組みが必要であると考えます。今後開催回数や内容についてはその時の食品安全に係る状況に応じて運用を行っていくこととし、指標については削除することとします」とさせていただきます。

また、意見交換会において、「災害時の避難食について、表示等が曖昧になっている部分があると思う。危機管理関係の部署とも協力して、非常時における対策を考えてほしい」というご意見をいただいたことをふまえ、関係課と調整を行い、資料 2 51 ページの現状と課題および 52 ページの主な事業に、被災時の対応について新たに記載させていただきました。ここでは、避難所における食物アレルギーへの対応や、食中毒の防止の徹底についての呼びかけ、県から市町村に物資を送る際の食品の期限表示について記載しております。

資料 3 3 ページのご意見番号 15 施策の方向 2-2(1)「学校における食品安全教育の推進」です。資料 2 では 62 ページになります。

「この項目が新たに設定され、重点施策に位置付けられていることは非常に意義のあることだと思います。「現状と課題」にあるとおりです。平成 30 年度第 2 回食品安全対策協議会でも、わたくしどもの委員の上林が発言しましたが、この課題の推進のために最大のコラボをしなければいけないのは学校及び教育委員会だと思います。全県で一斉に進めることは困難だとしても、年に数校モデル校をつくり、そこで実践をすすめてそれを展開していくという手法をとる事は困難でしょうか。また、学校においては、「食品の安全・安心に関する教育」とともに「食育」が大きなテーマとなると思います。そこと併せた展開ができるとよいと思います。一方、第 3 期の計画には明記されていた「食育推進委員会の開催」がなくなっていることも気にかかります。」というご意見をいただきました。

対応案としまして、「本施策において学校等との連携が重要であることはご意見の通りであり、現在、連携について調整を行っております。

現在の学校では様々な取組が行われており、事業等の見直しを進める中、モデル校の指定等の新たな取組は困難であると考えます。しかし、食品安全や食育に関する指導は、引き続き各学校で計画的に実施し、栄養教諭を始めとする食育担当者の研修会等において、学校給食や教科等の時間における指導の内容が充実するよう働きかけていきます。また、「食育推進委員会の開催」については、事業当初から平成30年度までの事業として計画しており、以降は委員会という形での開催はしませんが、引き続き関係課及び関係団体と連携し、情報発信を行ってまいります」とさせていただいております。

資料2 65ページをご覧ください。以前の協議会等でも多く話題に上っていた子ども食堂については、こちらの「地域社会における食品安全教育の推進」において触れさせていただくこととしました。主な事業としては、66ページに「子ども食堂等の衛生的な食事提供の推進」を掲げ、子ども食堂を実施する団体等に対し、事故防止の観点から情報提供や助言を行うこととしております。

また、パブリックコメントの意見として、資料3 3ページのご意見番号16でございますが、「この課題の推進のコラボの項目がないことは、上林が先程の協議会で発言したとおりですが、ぜひ全岐阜県生活協同組合連合会とのコラボについてご検討いただきたいと思っております。また、子ども食堂は岐阜においてもネットワーク組織があります。そこのコラボも検討いただけたらと思っております」というご意見をいただきました。

コラボレーションの強化ということについては、前回協議会において上林委員からもご発言いただいていたほか、県内で開催した意見交換会においてもご意見をいただいております。この施策に関するコラボレーションについては、全岐阜県生活協同組合連合会、岐阜県食生活改善推進員協議会、岐阜県生活学校連絡協議会の3団体と調整を行い、資料2 66ページのコラボレーションの部分に記載させていただきました。今後、出前講座等を開催するに当たり、各団体のご協力をいただきながら実施してまいりますので、よろしくお願いいたします。

資料3 3ページのご意見番号17 施策の方向2-3(1)食品の安全に関する各認定制度の普及推進です。資料2は67ページになります。

この施策に関連して、「消費者に対するHACCPの認知度向上について、2-1-2食品の安全と信頼に関する情報の提供や2-2-1学校等における食品安全教育の

推進等で記載するのはどうか。情報提供回数などの指標を立てては、HACCP の認知度（認知度が向上した後については理解度）についてアンケート調査を行い、その数値を目標とするのはどうか。」というご意見をいただきました。

対応案といたしまして、「HACCP 等の制度についての消費者への周知については、施策の方向 2 の 3 (1) 食品の安全に関する各認定制度の普及推進」において推進することとしており、出前講座やシンポジウム等の機会のほか、メールマガジンや「食卓の安全・安心ニュース」の発行等により随時情報提供を行ってまいります。また、HACCP の認知度についてのアンケートはこれまで実施しておらず、現状値が不明であるため、目標設定が困難であると考えます。今後、毎年実施しているアンケート調査等において調査することを検討します」とさせていただきます。

なお、69 ページの指標の中の、「GAP における農場評価件数」については、5 年間の指標を設定し、修正をさせていただきました。担当課には畜産課を追加させていただきます。

資料 3 3 ページのご意見番号 18 施策の方向 3-1(2)「地産地消の推進」です。資料 2 は 73 ページから 74 ページになります。

この施策について、「この課題を重点施策に設定することは大いに賛成ですが、「主な事業」及び「コラボレーション」においても、第 3 期計画と大きな相違点がありません。特に学校給食については、取り組みが弱まっているのではないかと危惧します。また、農産物直売所販売額についても、2017 年度が 160 億円に対して、2019 年度が 138 億円とダウンしています。このことも重点施策の位置づけとの関係でも矛盾しているように思われます」というご意見をいただきました。

対応案といたしまして、「地産地消の推進における学校給食の位置づけは、非常に重要なものと考えています。引き続き、各関係団体と連携した啓発活動や、学校給食での県産農産物の使用を進めていきます。農産物直売所販売額は、天候にも大きく影響を受けるため、過去の販売額を考慮して、目標を再検討し、計画に反映しました」とさせていただきます。

資料 3 3 ページのご意見番号 19 施策の方向 3-3(1)「食品の安全を守る人材育成の推進」です。資料 2 では 78 ページになります。

この施策について、「豚コレラへの対応に関連して、行政職員に対する教育訓練が重要である。知識や技術の更新、管理の徹底などが必要では」というご意見をいただきました。

対応案といたしまして、「豚コレラ等の家畜伝染病に対応するために、各家畜

保健衛生所職員に対して国等が開催する研修会への参加、そこで得た知識の伝達を実施しています」とさせていただいております。

資料 3 3 ページのご意見番号 20 資料編でございます。資料 2 では 93 ページになります。

「食の安全に関する県関係機関一覧の現地機関に中央食肉衛生検査所及び飛騨食肉衛生検査所がない」というご意見をいただきましたので、追加させていただきました。

また、資料 3 3 ページのご意見番号 21 「改正食品衛生法で、輸出食品のことについても言及されているため、施行後には施策に取り入れる必要があるのでは」というご意見をいただきました。

昨年 6 月に改正された食品衛生法では、食品の輸出のための衛生証明書発行に関する事務を定めることとしております。この件について具体的な政省令が示された段階で、計画の見直しを検討してまいります。

以上が、今回実施したパブリックコメントに寄せられた意見と、それに対する県の回答となります。

この内容については、ご意見をいただいた方への個別回答はいたしません。県のホームページ上で公開を予定しております。

また、誤字等の修正のほか、いくつか軽微な修正を行っております。

今後、庁内での手続きを経て、3 月の県議会に報告、3 月末には県民の皆様にご公表をする予定としております。

(梶川会長)

引き続き、事務局から、食品の安全に関するリスクコミュニケーション事業について、説明願います。

(佐橋食品安全推進室長 (生活衛生課))

続いて、平成 30 年度の食品安全に関する取組みとして、今年度実施したリスクコミュニケーション事業の概要について説明させていただきます。資料 4 をご覧ください。

今年度実施した事業は、7 つございます。

1 つ目は、食品の安全・安心シンポジウムです。食品安全に関する知識の向上

と理解を深めていただくことを目的として、今年度は「食物アレルギー」をテーマに実施しました。開催にあたっては、岐阜市と共催させていただいたほか、生活協同組合コープぎふ、(公社)岐阜県食品衛生協会、(一社)岐阜県薬剤師会、(公社)岐阜県栄養士会、岐阜県食生活改善推進員協議会の後援をいただきました。

2つ目は、食品安全セミナーです。食品の生産現場の見学、それに関してバス中や研修先での講義などを盛り込み、消費者の方と生産者の方が直接対話し、理解を深める機会を設けさせていただきました。今年度は10月に2回開催し、44名の方に参加いただきました。

3つ目は、出前講座です。より身近な場所での情報交換、意見交換の場として、県民の皆さんの希望する場所に県の職員がお伺いしてお話しするというものです。食品安全に関わる様々なテーマで実施し、今年度は1月までに16回開催いたしました。

4つ目は、ジュニア食品安全クイズ大会です。小学生やその保護者等を対象に食品安全に関するクイズ大会を11回開催しました。

5つ目は、食品安全対策モニターです。食品安全セミナーや講座等の県の事業に参加いただいた方を「食品安全対策モニター」として登録をいただき、各種事業のご案内のほか、アンケート調査にもご協力いただいております。また、モニターの方を対象とした研修会を3回開催し、40名の方に参加いただきました。

6つ目は、食卓の安全・安心ニュースです。毎月1回程度発行し、委員の皆様にもお配りしているほか、県内の幼稚園、保育園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等に配布しております。

7つ目は、インターネット・メールを利用した情報提供です。ご登録いただいた方に、イベント等の情報をメールマガジンで配信したり、facebookによる情報提供を行ってまいりました。

以上、今年度の食品安全に関するリスクコミュニケーション事業について、概要を説明させていただきました。

事務局からは以上となります。

(梶川会長)

では、ただいまの事務局からの説明に対し、委員の方のご意見を伺っていきたくと思います。

今回の計画案や行政の取組みに関するご意見やご質問など、ご自由に発言いただきたいと思います。

消費者側の委員、上林委員からお願いいたします。

(上林委員)

計画については、ここで再三意見を言ってきて、それを反映していただいたので、言うことはありませんが、2点ほど今気づいたことを言わせていただきます。

最後にご説明いただいた、リスコミの事業についての一番最後にあった、インターネット、メールを利用した情報提供というところで、facebookとかメルマガとあるのですが、これは初めて知りました。ずっとここにいても分からなかったくらい、せつかくあるのに周知されていないのではないかと思うので、もっと宣伝されたらいいかなと思いました。帰りにぜひfacebookを見させていただきます。

もう1点は、パブコメの方から出てきた意見を見て思ったのですが、3ページ目の意見番号19番のところに、豚コレラの対応に関して行政職員に対する教育訓練が必要であるというご意見がありました。パブコメで言われていることももっともだと思います。教育訓練もしていただきたいのですが、職員の数は限られていると思いますし、今回は豚コレラですが、今後何が起こるかは分かりません。見た事のない症状が出るということもあるかと思います。そんな時に、職員さんが何もかもを知っていなきゃいけないというのは無理だと思うので、そういう所でも、他との連携というのが大事ではないかと思いました。日本中、世界中にいる専門家といかに早く連携をとって、原因を見つけるかということだと思うので、県職員で全部教育をしてやらなければ、ではなく、そういうところの連携体制が必要ではないかなと思いました。

話が逸れるかもしれませんが、私も高山の方で、ボランティアの活動をしているのですが、その中で困ったことがあった時などに、自分たちだけで解決しようとするのではなくて、他の団体と一緒に解決策を探るとというのが有効だと思っています。「分からない」とか「困った」「誰か助けて」と言わないと連携はできません。自分の無知などを晒すことなので、中々言えないのですが、そうやって言うことが大事だと、昨今思っております。豚コレラ等と比べてしまうのはよくないかもしれませんが、他と連携をしながら今後もお願いしたいと思います。

(澤田委員)

いつもながら、立派な資料、感激して拝見しております。2部も用意していただいているのですが、1部初めに送っていただいたものを皆様多分お持ちなので、もったいないなと思いました。

今私が一番興味があるのは、食べきり運動、3010 運動です。私どもの名前もコラボとして連携を図っていきますと書いていただきまして、頑張りたいと思っております。本日は岐阜県の食品安全計画ですけれども、これは、全国的な運動なのではないでしょうか。

(廃棄物対策課)

3010 運動は全国的な運動ですが、食べきり運動自体は、それぞれの自治体でやっているところとやっていないところがあります。

(澤田委員)

まだまだ始まったばかりということで、実は、去年の秋、うちの方で研修会を行いました、結構他県の方が集まられたのですが、あまりご存知ない方がたくさんみえました。ぜひ、どんどん進めていっていただいて、岐阜県をトップクラスにさせていただけたらたいへんありがたいです。

もう 1 点、食育ですけれども、学校とか教育委員会との連携というご意見がありまして、これは大変いいことだと思います。私どもは随分前から食育を手掛けており、色々な教室を行ってききましたが、希望者を募るといのは限界があります。こんな教室があるから行きたいね、行きましようなどという会話が家庭でされているのであれば、その家庭の食育はもう完璧だと思いますが、やはり、そうでない人たちが大事です。私どもは今幼稚園へ行って園児たち全部に教室を行っていますが、これは大変いいことかなと思っています。17 年に食育基本法ができてから 18 年度も進めており、もっとももっとたくさんの園へ行きたいと思っております。子どもたちは毎日学校へ行きますので、学校や教育委員会全てで力を入れていただけたらと期待しております。ぜひよろしく願いいたします。

(田中委員)

計画の方は、ご意見のあったことなど色々なことをまとめていただいて、しっかりした資料になっていると思っております。行政、事業者、また、生産者、消費者、それぞれやっていることが記載されているので、これだけ一生懸命やっているということ、努力しているということを、県民の皆さんに周知していくことをしていかないといけないのかなと思います。周知については、他の団体と協力をしながら行う必要があると思うので、私たち生活学校も、協力していきたいと思っております。

資料 4 のところの、安全対策モニターということで、県の事業に参加した方に食品安全対策モニターとして登録していただき、と載っているのですが、こ

これは、事業に参加された方だけでモニターをしているということで、他の方のモニターはしていないのでしょうか。

(佐橋食品安全推進室長 (生活衛生課))

現状しておりません。

(田中委員)

6 番の食卓の安全安心ニュースについて、県内の小中学校等に配布ということではありますが、こちらは各市の自治会には行っているのでしょうか。

(野池生活衛生課長)

市町村にはお配りしておりますので、そこから送っていただいている形です。

(田中委員)

広く県民に、ということだと、自治会等が出している回覧板等で回すと、目に留めて読んでもらえるのかなと思っているところです。

(高木委員)

前日もこの資料を見せていただいて、大変分かりやすく、特に消費者に向けてのメッセージとか、関連事業者の皆さんへ、というところがすっきりとまとめられていて分かりやすいなと思っております。

67 ページの主な事業の中の、一覧表になっているのを見ると、こういう表示があるのだなということで、こういったものを色々なところで見て、消費者としても賢い消費活動の参考にさせていただけるかなと思います。

2 つ目ですが、やはり食べきり運動や地産地消、輸入食品の問題はどうしても消費者として気になるころではあるのですが、それぞれが良く考えると矛盾しているものだと思います。安全なものを口に入れたい、といった時に、地元のものが良いということはわかる。けれども、値段を考えると、輸入食品がどんどん入ってきておりますので、そちらの方も安くいいかな、と思うこともある。ですが、やっぱり日本の農業を守るには、地元の地産地消を進めていただきたいというのは強く思うことです。県の施策としても色々やってみえるとは思いますが、その辺りのところを進めていただきたいなと思いました。

1 つだけ、確認したいことがあるのですが、昨年 10 月か 11 月ごろに、岐阜市の行う食品安全セミナーに参加しまして、工場の方に行って市の方と意見交換する機会がありました。その時に、HACCP のことにあまり触れられていなかったのので、県の認定している HACCP についてはどうですか、ということをお聞き

とお伺いしたら、間違っていたら申し訳ないのですが、市の方ではあまり力を入れていないということでした。県の方はすごく一生懸命やってみえたので、温度差を感じました。資料3の上の方に、HACCPは全事業者が行うことになったため、と書いてあったので、それでああいう反応だったのかなと今になって思いました。やるのが当たり前だから、そう大きな声で言うことはない、という感じがしました。県として進めていることと、岐阜市や他の市町村など、行政の他団体とのコラボ、足並みについてはどうなのかなと思いました。

(水谷委員)

毎月食卓の安全・安心ニュースを送っていただきまして、すごく楽しみに読ませていただいております。先程もありましたが、回覧板みたいなもので回していただくのも一つの手かなと思います。市の方に送られるということでしたら、そういうことをしていただいても良いかなと思いました。

それから、学校における食品安全教育の推進ということなのですが、今一番問題になっております豚コレラのこと、子どももみんな岐阜県を心配しているのではないかと思います。こういった大きな事件が起きた場合には、できないこともあるとは思いますが、もう少し情報を事細かに出されても良いかなと思います。

(高山委員)

パブリックコメントの実施等、ご苦勞様でございました。県の対応も素晴らしいと思いつつ、県の姿勢や方向を再確認できて、たいへん意義があったことだと思いました。

リスクコミュニケーション事業ですけれども、興味があったのですが、仕事がありましたので、参加できず残念でした。土日に開催できるようでしたら、そんな回も持っていただけるとありがたいかなと思いました。

私は多治見の方で食生活改善推進委員をしておりまして、ついこの前も、食品ロスをなくそうという調理をしました。普段の10分の1以下ぐらいしかロスが出なかったです。来月3月の早々にも子ども食堂がありますので、そこでも実施しようと思っておりますし、それ以外にも機会がありましたら、話したいと思っております。大根の皮であれ、人参の皮であれ、ほうれん草の根っこであれ何もかも全部入れますので、そうなる残留農薬がひっかかりますけれども、うまく、上手に、おいしくできると良いかなと思っております。

それから、水谷委員も言われましたけれども、豚コレラについて、後程お話があるかと思っておりますけれども、私は多治見ですので、つい昨日ニュースで瑞浪にも出たということで、どこかな、と見ておりました。東濃ポークというのが

道の駅で販売されていて、とてもおいしいのですけれども、その地区では、今日の新聞ですと、飛騨牛の 3 倍の売り上げがあるくらい人気がある商品で、それが急にストップになってしまったということで、生産者や販売ルートの人にとってたいへんな打撃だなどと思いました。清浄国の認定が出ないということで、ワクチンの使用を躊躇しておりますけれども、処理に携わる人も大変でしょうし、健康な豚たちも処分されるので、心が痛むなどと思いました。

3 回こちらの会に参加させていただいて、県のやっている状況とか、情勢とかがよくわかりました。たいへん勉強になりました。ありがとうございました。

(梶川会長)

岐阜市は保健所設置市なので、県とは管轄が違うということで、多少取組み姿勢の違いがあるかと思うのですが、高木委員の質問に関して何かありますでしょうか。

(佐橋食品安全推進室長 (生活衛生課))

足並みをそろえて、ということはあるって、県の HACCP 認定制度と、市の HACCP 認定制度は一緒に立ち上げる形をとらせていただいておりますが、その中でどうやって取り組むかというところの部分の差異は、若干あるかもしれません。法改正によって、全事業者の方が HACCP の考え方を取り入れた衛生管理、あるいは HACCP に基づく衛生管理を行うということなのですが、施行が 2020 年の 6 月ぐらいまでに、完全施行がその 1 年後となっています。県としては、認定制度がありますので、折角ですのでこういったものをご活用いただきながら、積極的に施行前に制度の導入をしていただければということで、周知の方はさせていただいております。岐阜市さんも同じような形でやられているのではないかと思います。

(高木委員)

岐阜市の業者も県の業者だから、元は一緒なのですよね。

(佐橋食品安全推進室長 (生活衛生課))

行政の管轄というのがあって、岐阜市は保健所を設置できる中核市なので、施策自体はそれぞれ展開していくということになります。

(高木委員)

岐阜市は市が中心になってやるので、県はその他の市町村に、ということですね。

(佐橋食品安全推進室長 (生活衛生課))

ただ、同じ県なので、制度とか方向性とかは連携を図っております。

(梶川会長)

では、引き続き、生産者ということで、野々村委員の方からお願いします。

(野々村委員)

言葉の表現的な事で少しひっかかりました。36 ページの「生産段階からと畜段階における BSE 対策」という項目の 1 行目の「牛の肉骨粉を原料と～」というところです。今現在は当たり前ですが、発生当時の 2001 年においても、このとき全国調査をされたのですが、牛の餌の中に、牛の肉骨粉が入っていたというのは一つもありません。「肉骨粉」という言葉だけが独り歩きしている状況です。その後ろの「畜産農家等」ということで、牛以外の畜種、豚鶏を含めてこういう表現になっているのかもしれませんが、監視されなくとも全くやるつもりはありませんので、この辺りの表現の仕方を変えていただけるとありがたいなと思います。

私は飛騨牛を生産しているのですが、飛騨牛は、肥育段階の 12 か月以上経った牛の餌には、抗菌物質、抗生剤等のもとより、それ以外の抗菌性の物質が入っている餌を使わないという生産者の申し合わせの中で生産されております。せっかくの機会なので、その辺りを PR させていただきたいなと思います。よろしくをお願いします。

(池田委員)

パブリックコメントにも対応していただきまして、たいへんよくまとめられているなと感じました。

先程西次長の方から、今年の 11 月にノロウイルスの注意報が出ましたけど、今シーズンは 1 件も食中毒がないというお話でした。手洗いの励行として、日本食品衛生協会が進めております、手洗いマイスターの認定制度がございますけれども、岐阜県食品衛生協会は、その人数が一番多いです。また、各支部においても小学校、幼稚園等での手洗いの講習会をやっております。うがいより手洗いの方が予防になるというような学説もあるようでございますが、手を介して色々な食べ物からうつるわけでございますので、ノロウイルスにつきましては、各事業者の従業員と併せて、手洗いの励行、徹底をしております。

HACCP でございますが、昨年法改正が通り、猶予が 2021 年ということでござ

います。岐阜県食品衛生協会は、11 支部と、岐阜市も入っていただいておりますので、12 支部で構成しております。HACCP につきましては、理事と各支部の指導員までの徹底をしております。今年後から、各支部、各市町まで下ろしまして、1 年 1 度受けなくてはならない県の衛生責任者の講習会で、保健所の先生方に HACCP について説明していただくことを申し合わせております。HACCP 岐阜県版というものもあるようでございますので、徹底して取り組んでいく決意をいたしましたところでございます。

(梶川会長)

それでは、流通業者ということで、青木委員からお願いします。

(青木委員)

この計画を見せていただいて、学校給食会で何を手掛けていけばいいのかなということを考えております。

一つは、HACCP への対応ということで、これについては、私どもが加工委託をしている、米飯、パン、麺、こういう加工業者があるのですが、こういったところも HACCP の導入ということがありますので、今年度、それぞれの業種ごとに、手引書等を持ち寄って、実際に自分たちでどう対応していくかという準備に入ったところでございます。来年度については、私どもは指導機関になりますので、HACCP の進捗状況等を見ながら、より衛生管理が充実できるように、働きかけていきたいというところです。

6 月の政省令が出て具体的になると思うのですが、給食会自体も、食品倉庫を抱えており、HACCP の適用を受ける可能性がありますので、そういうつもりで今準備をしているところでございます。

それから、地産地消推進事業ということで、給食に対して助成をさせていただいているというのは、他の県ではほとんどなく、全国にもあと 2 つあるかないかくらいです。学校給食に対して手厚く県あるいは市町村に支援していただいているということで、本当にありがたいことだなと思っています。

取組みが弱まっているのでは、というご意見もありましたけれども、中々見えにくいことはあるかもしれませんが、こうした地産地消の取組みというのは、各学校で、地域の食文化を知るというテーマの中で、栄養教諭さん、栄養職員さん等が力を入れて取り組んでいると思っております。私ども給食会も、親子での「ふれあい給食教室」、小学生を対象とした「私が考えた学校給食メニューコンクール」、中学生の「中学生学校給食選手権」といった事業をやっているのですが、この中に、必ず入れているのが、地元の産物、県内産の作物を生かした献立を考えましょうというようなことです。地域のものを使った料理を考え

ましようということをやっています。

学校では、学校栄養職員さんたちが給食の時間に、子どもたちが食べているところに出かけて、今日使ったこの物はね、地域のものを使ったこういう物だよ、というような形で指導をしている、というようなことで取組みを進めていると思います。食育や地産地消といった部分については、かなり力を入れてやってみえるのではないかなと私は思っています。

また、食中毒まではないですが、異物の混入というのは結構あり、給食会の方にも結構上がってきます。パンの中に髪の毛が入っていた例もありますし、米飯の中に糸くずが入っていたという例もあります。そういった場合には徹底的に業者の方で調べ、同一のものがあれば、それは生産工程の中で過ちがある、ということなので、改善をしていくということをやっています。ただ、どうしても、原因が分からないものも出てきます。そういったときに、子どもの安全を守るということ言えば、製造業者、学校、調理場などが、風通しをよくして、情報を共有しながら、何があってこういうふうになったのかということの情報共有しながら、改善に努めていくという姿勢が大切だと思います。今も連携をとってはいるのですが、更に、学校やセンター、給食会、教育委員会も含めて、連携を密にしながら、子どもたちが健康被害にあわないように対応していくことが大事かなということを考えています。リスクコミュニケーションの推進にもあたると思うのですが、取り組んでいきたいと思っております。

(徳井委員)

資料2、資料3につきましては、大変よくまとまっていると思われま。

今一番気になっていることは豚コレラの対応です。去年の9月に岐阜県で発生し、引き続き他県に渡り被害が拡大しております。豚コレラの発生以降、私どものお客様からは岐阜県産の豚肉使用の有無についてお問い合わせを頂戴しており、今回は愛知、長野、滋賀、大阪などにも被害が拡大しましたので、こちらに対しても同様のお問い合わせを一部で頂戴しております。豚コレラは豚やいのししの病気であって人には感染しない、食べても人体に影響はないとされておりますが、今回の報道は被害の拡大ばかりが目につき、現在流通している豚肉製品は安全で安心であるということが消費者の皆様へは十分に伝わっていないと痛感しております。今後は消費者の皆様安心して豚肉製品を召し上がっていただけるよう、『安全・安心』であるというところを十分に強調したご対応をお願いしたいと思っております。

(国富委員)

基本計画の方ですけれども、パブリックコメント等で、指標の見直しである

とか用語の統一ということで、より具体的・実践的な目標数値になったのではないかなと思います。この件に関しては、パブリックコメントの一番下の所がありましたけれども、食品衛生法の改正が去年の6月に行われ、今後具体的な施策が決まってくるということですので、それに対して、適宜変更や修正等をやっていただけるものだと思っておりますが、よろしく願いいたします。

来年の4月から、食品表示法への改正というところが本格化するわけですが、食品表示に対する問い合わせがこの1年で増えてくるのではないかなと予想しています。特に個別の案件の相談窓口が中々繋がらなくて回答いただけないということがありますので、ぜひ県の方で具体的な個別相談の窓口というところを増設していただけたらいいかなと思います。

HACCP についてですが、私どもは工場が全国に16くらいあるのですが、その工場をまわっていると、HACCP という言葉が用語として定着してきています。まだ具体的などころに関しては申し上げることはできないということになっているのですが、民間の方の HACCP の研修会が非常に盛況だというふうに聞いております。特に自治体 HACCP については費用がかからないということで、スタートとしては取り組みだしやすいということで、結構興味を持たれている工場さんも多いなと感じておりますので、ぜひこの機会に岐阜県 HACCP も告知を強化していただけたら、食品の安全というところでも、良くなるのではないかなと思います。

(梶川会長)

それでは、最後に、加藤委員の方からお願いします。

(加藤委員)

計画の方はたいへんきれいにまとめられていると思います。お疲れ様でした。しっかりと計画をこなしていただきたいと思います。

一つ注文ですけれども、生産者の皆様方、流通も含めてですが、今お話のあったように、それぞれ一生懸命取り組みをされているわけで、そういった取り組みが消費者の目に分かりやすく映らないと、中々選択肢が広がっていかないのかなと感じます。その時に、消費者の皆様方が想像力が広がるような食育の教育を受けていないといけないのではないかと思います。今目の前にあるお弁当や食事がどういった過程でできてきたのかということが分かれば、安易に残すようなこともないでしょうし、県産品をもっと使うといい、という話もありましたが、値段を比べても、これは県内で HACCP 制度を使って、安心して顔が見える方が作ってくれたものなら、100円くらい高くても、やっぱりそっちを使わないとね、という発想、想像が膨らんでいくような食育をやっていただき

たいなと思います。5年間の計画ということですので、小学生であれば、中学生高校生になりますし、高校生なら早い子だと親になっている子もありますので、この5年間でやっていけることはたくさんあるのではないかなと思います。

行政との連携がうまくいかないという話もありましたけれども、先程皆様方が言っておられる取組みを消費者の方に周知していただくということもそうですし、知っていただくということもそうですし、消費者の皆さんが選択肢を広げるという意味でも、行政からは情報をどんどん、出せるものは出していった方が良いと思いますので、一般の皆さんとのコラボレーションだけではなくて、行政の線引きはありますけれども、どこの市町村ともコラボレーションしていただいて、最終的には県民の皆様のためになるということで、努力をしていただきたいなと思います。

豚コレラの関係ですけれども、今のお話を聞いていると、選挙にはかつ井がつきものなのですが、そのうち選挙でかつ井を食べると選挙違反になってしまうのではとちょっと心配になっていたりもします。昨日、別の審議会でも獣医師さんがみえたので、ワクチンの話をお聞きしていたのですが、清浄国認定がなくなってしまうと輸入の部分で非常に不利になると、外国産の安い豚肉がいっぱい入ってくる可能性があるのもみんな躊躇しているのではないかなという話でした。そういうところでも、消費者の方に、想像力があれば、あるいは生産者の皆さんがどういう努力をしておられるのかということがきちっと分かっているならば、豚コレラというのは、発生した農場の豚は全部処分されているわけですし、流通している物は感染していないものだと、仮にそういうものが混ざっていたとしても、人体に影響はないと、なおかつ、国内の安心な食肉を確保していくためには、消費者が、安いから、とりあえず安全そうだからということで手を出さずに、国内産のものをきちっと使っていかなくてはいけないんだということにつながっていくと、僕らがかつ井を食べられる環境が整っていくかなと思いますので、情報も出しながら、市町村とも上手く連携しながらやっていただきたいなと思います。よろしくお願いします。

(梶川会長)

委員の皆様方、ご意見ありがとうございました。

先程野々村委員からありました修正に関してですが、ご検討いただいて、再度おはかりするというのではなくて、事務局の方に一任させていただくという形で、とりまとめ案を変更させていただくということによろしいでしょうか。

この後事務局と野々村委員の方で、この部分について検討いただいた上で修正いただくということにさせていただきたいと思います。

今回、食品衛生法の改正について、政省令がまだ開示されていないというこ

となので、この 5 年間の計画が採択された後に中間見直しは避けられないような状況だと思います。とはいえ、現段階で、パブリックコメントを反映して、最善の案になっているかと思います。これまで何回も委員の方に意見をいただいたこと、それに加えて、事務局が非常に熱心にとりまとめていただいたということで、感謝させていただきたいと思います。

そういったことを含めまして、議題についてはここで終わらせていただきたいと思います。この後の報告事項といたしまして、「豚コレラ発生に関する対応について」、事務局の方から説明をいただきたいと思います。

(岐阜市保健所)

岐阜市保健所食品衛生課の片桐と申します。先程から何度かお話もありましたので、この場をお借りして説明したいと思います。

HACCP の話が何度か出ましたけれど、岐阜市でも、決してないがしろにしているわけではございません。一言で HACCP と申しましても、A 基準、B 基準とございまして、事業者の規模に応じて、全国に流通するようなものを生産している工場と、ご夫婦 2 人だけでやられている飲食店とでは、管理の方法も全然違うと思いますので、これからの周知や指導の方法につきまして、どういう風に進めていくかを検討中です。説明不足だったところもございましたが、岐阜県さんと同様に、足並みを揃えて支援をしていく予定ですので、そのところはご理解していただきたいと思います。

(西健康福祉部次長)

本筋から違う所で盛り上がっているような気もしますが、実は、岐阜県と市町村の仲は、他県と比べると概して仲がいいと言われていています。岐阜市さんの立場というのは微妙なところがあって、権限ということでは県と同等です。なので、両方の足並みを揃えるということが大変なのですが、それはやっていたと思っています。

HACCP については、私のイメージで言いますと、業者さんの危機感の方が強くて、色々な場でも盛んにご質問が出てくる状況でございます。市町村でも色々なところがあるので、状況がどれくらい行政に伝わっているかというのは差が出てくるだろうと思います。ただ、どんどん施行が迫ってくるので、業者さんの焦りや心配が表に出てくるということになりますと、ほかっておいても行政は足並みを揃えざるを得ない、そういう状況になるだろうと思っております。

生産者と消費者のつながり、情報という面に関しては、この中の重大なテーマでございますので、その辺につきましても、この計画を進めていく中でやっていきたいと思っておりますので、改めてご理解をいただければと思っております。

ます。

では、これから豚コレラの説明をいたします。

(平岡食品安全対策係長 (生活衛生課))

それでは、説明させていただきます。資料5をご覧ください。

前回の対策協議会においても、情報提供をさせていただきましたが、現在も発生が続いております豚コレラの発生に関する対応についてご説明させていただきます。

県内では、昨年9月9日に岐阜市内の養豚場で発生しましたが、昨日も8例目が発生したところです。これまで岐阜県以外に愛知県の養豚農家で発生が確認され、その農家から出荷された岐阜県、長野県、滋賀県、大阪府でも発生が確認されております。

豚コレラは、強い伝染力と高い致死率が特徴の豚やイノシシが感染する病気で、人に感染することはありません。

発生状況についてですが、こちらに表で示してございますけれども、昨年の9月9日に岐阜市内の養豚場で発生以降、岐阜市、美濃加茂市、関市、可児市、というふうに、県内の色々な箇所が発生が認められています。今年に入りましたも、各務原市内の養豚場、昨日2月19日には瑞浪市の養豚場でも発生が確認されております。それ以外に、1月29日に発生した各務原市の農家、2月6日に発生した愛知県の農家で出荷された関連農場が県内2農場となっておりますので、岐阜県内での発生施設としまして、10施設となっております。

対応についてですが、確定後、速やかに発生農場における殺処分と埋却を行い、発生農場から半径3km圏内を移動制限区域、半径10km圏内を搬出制限区域として設置し、消毒ポイントの設置を行っています。また発生農場と同じと畜場を使用していた農場や同一の堆肥場を使用していた農場など交差の恐れがある農場の出荷制限を行っています。

裏面ですが、野生イノシシにおける豚コレラの発生状況です。調査対象区域内で死亡または捕獲された野生イノシシを検査しております。こちらの資料は昨日用意したもので2月18日時点となっておりますが、最新ですと2月19日時点で、788頭の検査を行いまして、そのうち死亡が56頭、捕獲が109頭、合計で165頭の野生のイノシシで豚コレラの陽性判定が出ております。

食の安全安心に関する対応についてですが、各保健所に設置している「食の安全相談窓口」で対応を行っています。

9月に豚コレラが発生して以降の県民の方々からの豚コレラに関する相談件数ですが、2月19日時点で、71件となっております。内容として多いのが、「豚肉を食べても大丈夫ですか」とか、「死んだイノシシから人が感染することはあ

りませんか」というものになっております。

県のHPや講習会などの機会を通じ、県民の方々に豚コレラに関する正しい知識を今後も引き続き周知していきたいと考えております。

(梶川会長)

ただいまの事務局からの情報提供を受け、内容について何かご質問がある方がいらっしゃいましたら、挙手をお願いします。

では、ないようですので、事務局の方にお返しします。

(平岡食品安全対策係長(生活衛生課))

委員の皆様、ありがとうございました。本日頂いた意見を参考に、今後の行政の取り組みに生かしていきたいと思っております。

では、第3回の食品安全対策協議会を終了します。

次回、平成31年度第1回の食品安全対策協議会は7月ごろの開催を予定しております。

委員の皆様、本日はありがとうございました。それでは、お気をつけてお帰りください。